

平成 30 年度内閣府本府政策評価実施計画（案）のポイント

平成 30 年度内閣府本府政策評価実施計画（案）について、平成 29 年度内閣府本府政策評価実施計画（改正案）からの主な変更点は、以下のとおり。

1. 政策評価体系（別紙 1）について

以下のとおり変更し、平成 30 年度に実施し、事後評価を行う政策・施策を 24 政策 64 施策とする。

- ① 他省への事務の引継ぎに伴う政策及び施策の削除（1 政策・1 施策）
- ② 施策名称の変更（2 施策）

2. 事前分析表（別紙 2）について

施策の特性に応じて適切に政策評価を実施するため、平成 30 年度事前分析表において以下のとおり見直す。

- ① 政策評価実施予定時期の重点化（1 施策）
- ② モニタリングを基本とし、目標未達成時のみ評価を実施（1 施策）
- ③ 測定指標の変更（5 施策）
- ④ 新たに参考指標を導入（2 施策）

3. 総合評価方式により事後評価を行う施策（別紙 4）について

以下のとおり変更を行う。

- ① 政策評価対象期間及び政策評価実施予定時期の変更（1 施策）
- ② 施策に係る基本方針決定に伴う評価の観点等の設定（1 施策）